

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 cm

昭和十二年九月二十日第三種郵便物認可
昭和十五年三月二十一日發行 (毎月一日、十一日、廿一日)

臺灣總督府
臨時時情報部

報部

三月下旬號

特解令法

貯蓄

報國

運動

に就て

財務局

金融

課

☆土地工作物管理使用收用
令に就て 財務局 地理課

☆工場事業場使用收用令に
就て 畜產局 商工課

☆陸運統制令の實施に就て
鐵道部 運輸課

〔第九十二號〕

戦時態勢の強化

★ 物資の節約

三月十一日(月)
○臺灣觀察員閩來臺 ▽
石炭統制法案衆議院本會議に上程
▼佛印海軍當局 大阪商船西貢丸
を強制留機郵便物を押収 ▽ウエ
ルズ米國務次官、英首相・外相と
會議

三月十四日(木)
▽追加豫算案衆議院本會議可決
三月十八日(月)
▼蒙古聯合自治政府、防共特殊地
帶の使命達成に邁進する旨の當局
談發表 ▽バルチツク三國外相會
議開催(リガ)

三月十五日(金)
▽百三億釐萬圓院本會議可決、
明年度本豫算成立 ▽クレーギー
ち宣言文發表 ▽ソ聯・フインラ
ンド和平交渉成立調印終了(モス
クワ)

三月十九日(火)
▽敵中央部の統制衰退し 海南
島、中山縣、潮汕の肅清戰各方面
とも我方に有利なる旨南支軍當局
談發表

三月十二日(火)
▽汪精衛氏、和平救國結實に先立
ち宣言文發表 ▽ソ聯・フインラ
ンド和平交渉成立調印終了(モス
クワ)

三月十六日(土)
▽竹田宮大妃殿下御靈體 ○砂糖
三月二十日(水)
▽洲國 皇帝陛下御訪日を御延
期の旨宮内省發表 ○陸運統制令
公布即日實施(府令) ▽支那新
政權を強力支援すべき旨の帝國政
府聲明發表

三月十七日(日)
▽中央政治會議南京に開催、支那
新中央政府の名稱、首都、國旗、
成立時期等發表 ▽ダラディエ佛

の特派大使、阿部信行大將に内定
内閣總理職

誌 日 間 句



貯蓄報國運動に就て

財務局金融課

臺灣では、昭和十四年度に於いて一億圓貯蓄の目的を以て努力し、其の実績が豫定を遙に超過してゐるのあります。来るべき十五年度に當つて更に二億圓の目標を以て政府の貯蓄報國の運動に貢献しやうとしてゐるのあります。

それで若干事變と貯蓄といふ問題に關して少しく解説を試みて見たいと思ふのであります。

戦争に當つて各國がどんな經濟政策を探つてゐる

この割合は所得の増すにつれて過増せしめる」と云ふのであります。之は多大の反響を播き起し、國民全體の研究の目的になつてゐるのであります。

獨逸も過去に於いて、惡性インフレの最も苦い経験をもつてゐる國だけに、開戦と同時に「インフレ防止」が戦時經濟政策の一つとして最先にとり上げられたのであります。こゝでは資源の不足してゐる國だけに、

物資の方の側からの統制、殊に衣食住の統制が顯著に行はれたのであります。即ち、衣服に就いては點數制度の衣服切符を設け、男子は洋服上衣は三十二點、ショツキは八點、ズボンは二十點、ワイヤーサーフ二十點、ネクタイ三點、靴下五點。女子はスエター二十五點、スカート二十點、靴下四點、ハンケチ一點と云ふ具合にして、一年間に一人當り合計百點の衣類しか買へない建前になつて居ります。ですから洋服三ツ揃を説へ、ワイシャツを買入したら、もう八十點になり、残りは靴下四足しか買へなくなるので、餘程切端つまらなければ洋服は買はないといふことになります。云はゞ強

か、それから申上げて見ますと英國が宣戰を布告して數箇月も出でない昨年十一月中旬早くもロンドン・タイムスの紙上に經濟評論家として名のあるJ・Mケインズが、戦時インフレーションの防止策として強制貯蓄案を提唱して居ります。その要旨は「一般的な強制貯蓄は結局國民である。その貯蓄者のすべてに利益を齎らるものであるから、個人の最低收入を決定し、之を超へるすべての所得の一定割合は、一部分は強制貯蓄として又他の一部分は直接税として國庫に收め、

制的な節約方法なのであります。食料配給も矢張り戦争開始と共に切符制度です。之は月により多少相違がありますが、大體一人當りパンは一箇月五、二〇〇グラム、砂糖は一週間二五〇グラム、玉子は月にたつた四箇、牛乳は病人と子供以外には飲めないと云ふ緊縮ぶりです。

斯ういふ具合に、ヨーロッパの交戦兩國は、開戦後いくらも經たないのに、眞剣に國民が學つて「惡性インフレ防止」物資需給の調節に就いて秘策をめぐらせてゐるのであります。所が我國になりますと、事變當初は戰爭關係の物資が統制されたのでありますが、一般生活物資について譲せられたのは大分後のことです。最近に至つて漸く「惡性インフレ」の問題、言ひ換へば物資需給の調節や物價騰貴の問題、銀行券發行高の膨脹等が議會にも取り上げられ、又國民一般の關心のとなつて實行期に入つて來たのであります。之は何も日本人が英獨人に比較して經濟界の將來の見透しに

鈍いとか云ふのでありますまい。之は我國と英獨兩國との國力の相違が然らしめるのであります。比較的必要な物資の豊かな我國は、支那事變が始まつた途端からその心配する程「惡性インフレ」の危険は少なかつたのであります。然し、之も程度の問題であります。

戦争自體がどうしても多少インフレーションの原因になることは争へないのである以上、況して有史以來の大戦争をしてゐる日本人としては、國民全體の問題として「惡性インフレ防止」に思ひをめぐらさなければならぬのであります。

その理由は、戦争が澤山の物と費用を要することは常識になつて居ります。兵一人に鐵二噸なければ戦へないとのことであります。鐵ばかりではありません。外に、ニッケル、銅、アンチモニー、タンクスチーン、革、棉花、羊毛など、其他あらゆる衣食住の物資と費用もいります。そういふ兵を何十萬と動かすのです。そして斯う云ふ大きな経費は何處から出るか、之れを賄ふ方法は三つあります。

第一は、公債を募集致します。國內で募集するのを内債、外國で募集するのを外債と云つて居ります。之で政府は金を借りて戦費に致します。

第二は税金であります。皆さんが色々の税を納めて居ますが、これを特別に増額し、又は新税が出来て、つまり自分達の使ふ分を減らして増税の形で政府にやつて、それを戦費に致します。

第三は平素から戦費を溜めて置く方法です。之は昔やつた方法で、武田家は甲斐の金山を用意し、上杉謙信は佐渡の金山を用意しました。名古屋城の金の鱗鉢、あれも城の上にピカ～光らせて威勢を張つたものではなく、一朝事ある場合は引き降して戦費にする爲に作つたものであると云はれて居ります。併し之等は古いややり方で、今時平素から金を貯かせて置く様な不経済なことは行はれません。結局公債に依るか、皆さんに増税を願つて金を出して貰ふか、つまり借金によるか増税によるかの二つしかないのであります。外債を

◆ インフレーが起るのであります。

先きの歐洲大戦に於いて、通貨の膨脹と物價の暴騰及び物資不足に悩まされた英獨兩國は、今回は開戦と共にその長期化を見透して、早くも慎重にインフレ対策をとつてゐるのであります。

◆

起して、それで國外から軍需品の調達が出来ればその限りに於いては、國內での紙幣と物資の關係は狂はずインフレーションの危険はありません。併し、現在の様に戦争が世界各國をその當事者に引きずり込む危険のあるときは、何れの國と雖も、そう多額の外債を引受けることは出來ません。結局交戦國は戦費調達の最短距離としまして、増税と内國債の發行に訴へざるを得ないのであります。増税と内國債、そして戦争の廣さが廣ければ廣い程又その深さが深い程、増税の率と内國債發行高は高められます。之が戦財政の原則と申して差支へありません。増税による限り國民の代りに政府がその金を使ふのでありますから「惡性インフレ」の心配はありませんが、問題は國債です。國債の發行は紙幣の増發を招來します。中央銀行の引受けにより發行された國債は政府の資金散布と共に、直ちに然も一枚残らず民間に消化されれば、インフレーションは起らないのであります。それは行かないのですが、ます即ち、購買力が増加し、物價が騰貴して「惡性

假りに我國が英獨兩國に比べて生活必需品が豊かであるからと云つて、何時までもインフレの危険なしと云つて安閑としては居ないのであります。日本銀行発換券發行高は三十億前後になつてゐます。之を戦争前の十一億圓餘と較べると著しい増加であります。之につれて物價問題が焦眉の急になり、遂に昨年の九・一八ストップ令になつた譯であります。殊に日本は今度の戦では一錢も外債を募集致して居りません。否外國に叩頭して金を借りる必要はない。自分等の戦争の費用は自分で貯ふと云ふ決意で増税と内國債の二本槍で進んで居るのであります。増税の方は幸ひ本島の納稅成績は全國的にも優秀で、喜ぶべき状態にある

ଶ୍ରୀକୃଷ୍ଣପଦମାତ୍ରା ପଦମାତ୍ରା ପଦମାତ୍ରା
ଶ୍ରୀକୃଷ୍ଣପଦମାତ୍ରା ପଦମାତ୍ରା ପଦମାତ୍ରା

5

ので此點では憂ふる所はありません。これで國債が全部國民の手で消化されると云ふことになれば此處に銃後^{シテ}の守りは完璧^{マツヒキ}なのであります。政府は此點に着目し事變開始以來貯蓄獎勵、公債消化に努力してゐる譯であります。

隙を見せる様なことがあつてはならないのであります。國民として此處で兜の緒を益々緊めてからねばなりません。一層堅忍持久、勤儉節約を行い、以て戦争に必要な物資と資金は調達し得る態勢を整へなければならぬのであります。

反面には、買溜め、賣借みの行爲が頻々と傳へられ、享樂機關の方面の浪費があり／＼と私達の眼に映じて参ります。この儘にしておいては物價騰貴、物資不足、惡性インフレと困つた状態に入る心配があるのであります。而も事變は長期を豫想されるので、新支那中央政權の成立も間近く、東亞新秩序建設の黎明もほの／＼と明けかゝつたとは申せ、支那各地には地方政權化した蔣政權が、未だに蠢動を續ける以上、之を撲滅する迄は正義の矛は收められません。加ふるに最近某國などは、そろ／＼日本は經濟的に困り出しだと見て事毎に皇國の行く道を邪魔する態度に出でるる状勢が

政府は明十五年度の貯蓄目標額を略百二十億と定めました。その内譯は公債消化資金約六十億圓、生産力擴充資金約五十億圓、更に満洲關係事業投資に約十億圓と云ふのでありました。然もこの貯蓄額は百二十億に止まることなく、多々益々辨する譯であります。

最近の議會では公債消化の鈍化に鑑み、強制保有の道が論議され、又愛國債券や、割増金付預金制度など特別な貯蓄獎勵方法等が考へられて居ります。私共は之れを、只單に議會の論議として丈に終らせず、私共は日常生活の中に採り入れ、天晴れ日本國民として銃後の勤めを完うし度いのであります。

クで賣れて大儲けしたのであります。斯うなると經濟機構は破滅であります。國家の滅亡であります。

期^二五年と直覺される事は、貯蓄しなければどうなるか」と云ふことであります。貯蓄しなければ金はあまり外に道はない。使へば物價は益々高くなる。高くなれば十億で出来た戦争が今度は二十億かかる事になる。公債發行もそれにつれて増える。増えた支公債は日本銀行の倉に溜り逆に銀行券は益々撒布される。又々物價が上る。勞銀は上る。豫算は雪だるま式を云ふ譯で、勢の趣く所悪性インフレであります。もつと極端な御話をすれば、大戦後の大獨逸です。獨逸の貨幣はマークであります。マークが底知らずにどんど下りました爲、國民は非常に生活の安定を脅かされました。退役軍人や退職官吏の如き恩給や、少々の

貯金で暮してゐた人は忽ち乞食の様になつてしまつたのであります。こんな話があります。金さへあればビールを飲んで貯金を一錢もせぬ人が空壇を庭にほうう出してゐた所が、マークが暴落して一兆分の一位になつたのであります。さうなると金の方はいくらあつても足りません。先に庭に抛つて置いた空壇が何億マー

クで賣れて大儲けしたのであります。斯うなると經濟機構は破滅であります。國家の滅亡であります。

七

二十億ならば臺灣は幾らに定めたなら適當でありませ
うか、之については私共も隨分頭を痛めたのであります
す。餘り尠なすぎて國策への協力に於て本島が内地の
各府縣に劣る様な事があつては申譯ないと云つて、又
多過ぎて此の先の長期戦にすぐ倦む様な事があつても
ならない。そこで仔細に慎重に研究しました結果、本

年度の実績に二割餘を加へまして二億と致したのであります。

昨年度の目標額の二倍だと申して驚く事はないのであります。實績から判断すれば僅か二割餘の増加なのでござります。全島民各位に於かれましては此の趣旨を體し或ひは銀行預金、郵便貯金を、或は國債購入を、或は又保険加入でも良い、夫々實行願ひたいのであります。

島民各位に上述の趣旨を察知していただき以て貯蓄の實行に邁進せられたいと存じます。

「日本」の正しい読み方

政府が公文をもつて「ニッポン」とか「ニホン」かを表示したものはまだありません。文部省の臨時國語調査會（國語審議會の前身）の「國號呼稱統一案」（昭和九年）には、

「ニッポン又はニホンと呼び來れる國號の稱呼は爾今ニッポンに統一すること。但し固有名稱にてニホンと呼ぶ習慣あるものは從前の

つまり學問的にみた場合には、いづれが正しいとはつきり分つてゐません。しかし、一國の稱呼が區々であるといふのはどう考へてもよくな

いことで、帝國議會にもこのことは通りとあげ、ニッポンに全く統一するといふところでは決めてゐません。また文部省としても國定教科書

中にニホンと讀ませるところもあり、唱歌でもやはりさうすることがあります。教科書を検定する場合には、なるべくニッポンに改めるやうにすゝめではあるやうです。

いはゆる國號としては、憲法に用ひられてあること、「大日本帝國」が正しいことは論がありません。外務省でも國際條約、大公使御信任狀等において「大日本帝國」と記載することに決定してゐます。なほ外國へ發送する書類には國號に「Japan」を用ひ、「Japan」を廢することになつてゐます。

皇紀二千六百年の佳節に當り

天皇陛下には畏くも優渥なる詔書を渙發あらせられまして、臣民翼賛の道を昭示し給ひました。私達は之の聖旨を奉體しまして決意を新にして銳後臣民の義務を果したいのであります。

島民各位に上述の趣旨を察知していただき以て貯蓄の實行に邁進せられたいと存じます。

土地工作物管理 使用收用令に就て

内務局地理課

土地工作物管理 使用收用令施行規則

府昭和十五年二月十八日
令第28号

第一條 土地工作物管理使用收用令（以下略）第六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ
一 當該土地又ハ工作物ノ表示
二 當該行為ノ程度又ハ内容
三 當該行為ノ時期
四 其ノ他参考ト爲ルベキ事項
第五條 當該官吏令第十條ノ規定ニ依リ受領調書ヲ作成スル場合ニ於テハ已ムヲ得ザル場合ヲ除ク外當該土地又ハ工作物ノ所有者又ハ占有者ヲシテ立會ハシムベシ
第三條 受領調書ハ之ヲ二通作成シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ占有者各通スベシ
土地ニ關スル受領調書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 受領官廳名

今や世界文化は高度の發展を遂げ、國家間の戰争に際しても最早過去に於けるが如き單なる武力戦ではなく、所謂國家間の總力戦になつたのであります。従つて總ての兵器は勿論戦闘方法も大いに變り、戦争は概ね長期に亘ります。從つて總ての兵器は勿論戦闘方法に置く必要の生ずるは勿論、其の使用且其の規模も大となりましたので之に要する物的資源に付ては其の生産、修する場合があることは相像に難くない

又は使用の方法（軍機保護上特に支障ある事項を除く）
ホ、管理若は使用の時期及期間又は收用の時期
ヘ、臺灣總督に於て當該土地又は工作物の管理、使用又は收用に關し其の職權の一部を委任せられたる場合は其の旨ト、其の他必要事項
其の他管理、使用又は收用の準備の爲官吏が當該土地又は工作物内に立入測量又は検査を爲すことがあり、此の場合は當該官吏は其の身分を證明すべき證標を携帶し、土地又は工作物の所
有者又は占有者が不明のとき又は緊急の必要ある場合を除く外原則として豫め立入るべき土地又は工作物及立入る
ホ、管理若は使用の時期及期間又は收用の時期
ヘ、臺灣總督に於て當該土地又は工作物の管理、使用又は收用の令書の送達、通知又は公告ありたる後は當該土地又は工作物の所有者及之等の物に付所有權以外の權利を有する者に於て管理、使用又は收用に支障を及ぼす虞れなき場合を除く外臺灣總督の許可を受くるに在らざれば當該土地又は工作物の形質を變更し、取除き其の他其れ等の物の效用を害する如き行爲を爲すことが出来ません。
ホ、管理若は使用の時期及期間又は收用の時期
ヘ、臺灣總督に於て當該土地又は工作物の管理、使用又は收用の令書の送達、通知又は公告ありたる後は當該土地又は工作物の所有者及之等の物に付所有權以外の權利を有する者に於て管理、使用又は收用に支障を及ぼす虞れなき場合を除く外臺灣總督の許可を受くるに在らざれば當該土地又は工作物の形質を變更し、取除き其の他其れ等の物の效用を害する如き行爲を爲すことが出来ません。
四、管理、使用又は收用の效果

公用の效果

〔訓書〕アガツニ其ノ腰ノ送付
受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫
ヲ添スル場合トヨタ要キ
前項ノ添付書類ノ外臺灣總督ハ必
要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコ
トアルベシ

第七條 令第十五條ノ規定ニ依ル收
用ノ請求ハ殘部ヲ從來用ヒタル日
的ニ供スルコト能ハザル事由ヲ具
シ連クトモ收用ノ時期ヨリ起算シ
一月以内ニ臺灣總督ニ之ヲ爲スベ
シ

前項ノ請求ハ殘部ニ係ル損失ニ付
補償ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ
爲スコトヲ得ズ

第八條 令第十六條第二項ノ規定ニ
依ル收用ノ請求ハ當該物件ヲ移轉
スルニ因リテ從來用ヒタル目的ニ
供スルコト能ハザル事由ヲ具シ同
條第一項ノ命令アリタル後遲滞ナ
ク臺灣總督ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ當該物件ノ移轉ニ係
ル補償ノ請求ヲ爲シタルトキハ之
ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 令第十七條ノ規定ニ依ル收
用ノ請求ハ令第三條ノ送達又ハ公
告アリタル後連クトモ一月以内ニ
臺灣總督ニ之ヲ爲スベシ

二 土地又ハ工作物ノ管理使用又ハ收用ノ場合ニ在リテハ、
管理又ハ使用ノ場合ニ在リテハ、
ハ管理又ハ使用ノ期間及請求ノ事項ヲ記載スベシ
一 當該土地又ハ工作物ノ表示
二 管理又ハ使用ノ場合ニ在リテハ、
ハ管理又ハ使用ノ期間及請求ノ事項ヲ記載スベシ
一 當該土地又ハ工作物ノ表示
二 管理又ハ使用ノ場合ニ在リテハ、
ハ管理又ハ使用ノ期間及請求ノ事項ヲ記載スベシ
一 當該土地又ハ工作物ノ表示
二 管理又ハ使用ノ場合ニ在リテハ、
ハ管理又ハ使用ノ期間及請求ノ事項ヲ記載スベシ
一 當該土地又ハ工作物ノ表示
三 補償請求額
四 其ノ他必要ト認ムル事項
令第十六條第一項ノ規定ニ依ル移
轉ニ係ル補償請求書ニハ左ノ事項
ヲ記載スベシ
一 當該物件ノ表示
二 當該物件ノ移轉ノ時期及場所
三 補償請求書ニハ左ノ事項
ヲ記載スベシ
一 當該請求ノ事由
二 補償請求額
三 補償請求額
四 其ノ他必要ト認ムル事項
第五條 捨失補償請求書ニハ損失補
償額算出明細書ヲ添附スベシ受領
シ連クトモ收用ノ時期ヨリ起算シ
一月以内ニ臺灣總督ニ之ヲ爲スベ
シ前項ノ請求ハ殘部ニ係ル損失ニ付
補償ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ
爲スコトヲ得ズ
第六條 令第十五條ノ規定ニ依ル收
用ノ請求ハ殘部ヲ從來用ヒタル日
的ニ供スルコト能ハザル事由ヲ具
シ連クトモ收用ノ時期ヨリ起算シ
一月以内ニ臺灣總督ニ之ヲ爲スベ
シ前項ノ請求ハ殘部ニ係ル損失ニ付
補償ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ
爲スコトヲ得ズ
第七條 令第十六條第二項ノ規定ニ
依ル收用ノ請求ハ當該物件ヲ移轉
スルニ因リテ從來用ヒタル目的ニ
供スルコト能ハザル事由ヲ具シ同
條第一項ノ命令アリタル後連署ナ
ク臺灣總督ニ之ヲ爲スベシ
前項ノ請求ハ當該物件ヲ移轉ニ係
ル補償ノ請求ヲ爲シタルトキハ之
ヲ爲スコトヲ得ズ
第八條 令第十六條第二項ノ規定ニ
依ル收用ノ請求ハ當該物件ヲ移轉
スルニ因リテ從來用ヒタル目的ニ
供スルコト能ハザル事由ヲ具シ同
條第一項ノ命令アリタル後連署ナ
ク臺灣總督ニ之ヲ爲スベシ
前項ノ請求ハ當該物件ヲ移轉ニ係
ル補償ノ請求ヲ爲シタルトキハ之
ヲ爲スコトヲ得ズ
第九條 令第十七條ノ規定ニ依ル收
用ノ請求ハ當該物件ヲ移轉ニ係
ル補償ノ請求ヲ爲シタルトキハ之
ヲ爲スコトヲ得ズ

の時期が到來すれば其の土地又は工作物を引渡さねばなりません。此の場合は受領調書を交付せられます。

尙管理又は使用の場合は其の管理権及使用権が管理又は使用の時期に於て政府に歸屬し、管理又は使用に妨げな

收用に關する處分に因る通常生ずべき
損失の範囲に於て補償せられます。

損失補償を受くる者の範囲は管理、
使用又は收用に係る土地又は工作物の
所有者又は管理、使用又は收用に係る
土地に在る工作物其の他のもの等

因リ文ハ工作物ノ管理又ハ使用ニ
ト著シク困難ナルニ至ル事由ニ
因リ前項ノ請求ヲ爲ス場合ニ至ル事由ヲ具
ハ其ノ困難ナルニ至ルノ事由ヲ具
スペシ

き権利を除き其の他の権利は當該期間
其の行使を停止せられ、收用の場合は
收用の時期に於て其の土地は工作物の
権利が政府に歸屬し其の他の権利は消
滅します。

地図は家屋其の他の工作

五、損失補償

土地又は家屋其の他の工作物の管理
使用又は収用に關する處分に依り生じ

令及府令に各々詳細なる規定がありま
すので之に付て調べて戴きたいと思ひ
ます。

昭和十五年二月二十日

收用令施行規則

所有権又は所有権以外の権利を有する者が其の管理使用又は收用に支障を來す如き行爲を臺灣總督の許可を受けず爲したる場合は、損失補償請求しても之を補償して貰へない場合があることであります。此の點充分留意して置く必要があります。

場合其の移轉に因り其の物件を從來用ひたる目的に供すること能はざるとき。

中華書局影印

工作物の所有者は收用の申請を爲すことが出來ます。

收用せられたる土地又は工作物の全部又は一部が不用に歸したる場合に於て其の收用せられたる時より十年内に拂下げらるゝときは舊所有者又は其の一般承繼人は優先的に之を買受くることが出來ます。此の場合に於ては臺灣總督より舊所有者又は其の一般承繼人

用せられたる土地又は工

イ、土地又は工作物の一部を收用さる
ゝに因り其の殘部を從來用ひたる目
的に供すること能はざるとき。
ロ、使用又は收用さるゝ土地又は工作
物に在る物件の移轉を命ぜられたる

部又は一部が不用に歸したる場合に於て其の收用せられたる時より十年内に拂下げらるゝときは舊所有者又は其の一般承繼人は優先的に之を買受くることが出來ます。此の場合に於ては臺灣總督より舊所有者又は其の一般承繼人

三	當該権利ノ成立又ハ設定ノ時 期
四	工場事業場ノ當該権利ノ目的 タル部分ノ表示
五	當該権利ニ依リ擔保セラルル 債權ノ額及其ノ履行期
六	其ノ他参考ト爲ルベキ事項
七	第二條 令第六條ノ規定ニ依ル許可 ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ノ各 項ノ區別ニ依リ必要事項ヲ記載シ タル申請書ヲ臺灣總督ニ提出すべ シ
二	使用又ハ收用ノ目的タル工場事業 場ニ建物其ノ他ノ工作物、機械、 器具其ノ他工場事業場ノ用ニ供ス ル物ヲ設置又ハ備附タル必要ア ル場合ニテハ許可申請書ニ左ノ 事項ヲ記載スベシ
一	當該工場事業場ノ表示
二	設置シ又ハ備附タベキ建物其 ノ他ノ工作物、機械、器具其 ノ他工場事業場ノ用ニ供スル 物ノ表示
三	設置又ハ備附ケノ必要アル事 由
四	設置又ハ備附ケノ場所
五	設置又ハ備附ケノ時期

に對し拂下ぐこと及拂下げ價格の通
知又は二回に亘る公告がせらること
になつて居ります。然し舊所有者又は
其の一般承繼人が其の通知を受けたる
日より二月内又は第二回目の公告あり
たる日より六月以内に買戻の通知を爲
さざるときは其の權利は消滅します。

八、罰則

尙次の如き罰則がありますので充分
注意を要します。

イ、土地又は工作物の管理、使用又は
收用を拒み妨げ
又は忌避したる者は三年以下の懲役
又は五千圓以下の罰金。
ロ、管理、使用又は收用準備の爲當該
官吏が測量又は検査を爲さんとする

を拒み、妨げ又は忌避したる者又は
當該官吏が管理、使用又は收用に係
る土地又は工作物其の他必要な場
所に臨檢し其の土地又は工作物に關
する帳簿書類其の他の物件を検査せ
んとするを拒み、妨げ又は忌避した
る者は六月以下の懲役又は五百圓以
下の罰金。



訂正	本誌第九十號(本島最近ノ貿易趨勢)財務局金融課トアルハ稅務課ノ誤記付訂
----	-------------------------------------

- 六、其の参考ト爲ルベキ事項
使用若ハ收用ノ目的タル工場事業
場ニ屬スル建物其の他ノ工作物ヲ
撤去シ又ハ當該工場事業場ニ備附
ケタル機械、器具其の他工場事業
場ノ用ニ供スル物ニシテ使用若ハ
ムル必要アル場合ニ於テハ許可申
請書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
一、當該工場事業場ノ表示
二、撤去シ又ハ備附ケラ止ムル必
スル建物其の他ノ工作物、機
械、器具其の他當該工場事業
場ノ用ニ供スル物ノ表示
三、撤去シ又ハ備附ケラ止ムル必
要アル事由
四、撤去シ又ハ備附ケラ止メント
スル時期
五、其の参考ト爲ルベキ事項
使用又ハ收用ノ目的タル工場事業
場ノ形質ヲ變更スル必要アル場合
ニ於テハ許可申請書ニ左ノ事項ヲ
記載スベシ
一、當該工場事業場ノ表示
二、一部ニ付形質變更ノ必要アル
場合ニ於テハ許可申請書ニ
記載スベシ
三、一部ニ付形質變更ノ必要アル
場合ニ於テハ許可申請書ニ
記載スベシ
四、形質變更ノ程度
五、形質變更ノ時期

工場事業場使用 收用令に就て

殖産局商工課

一、本令の趣旨

近代戦は國家總力戦であつて人的及
物的資源を戰争目的に集中運用して國
力の最有效果を收むる所謂國家總動員
體制を必要とするのである。戰争目的
達成の爲には人的資源の整備をする
事は固より物的資源を確保して軍需の
充足を完ふしなければならない。
事變勃發以來、生産力擴充計畫の設
である。

- 定により必要素材の確保に努めつゝあ
るのもこの理由に基くのであるが、時
局の推移と發展に依り從來の生産方法
を以てしては必ずしも所要の軍需を迅
速的確に充足し得ない場合が存するの
であつて臨時應急の措置として、政府
が工場事業場等を徵收し、これを直接
その支配下に置き自ら統制運營して生
産力の擴充を圖る必要が生じて來たの
- 第三條 令第七條ノ規定ニ依ル報告
ヲ爲サントスル者ハ左ノ各項ノ區
別ニ依リ必要事項ヲ記載シタル報

舊體、勅令第九百一號を以て制定公布された國家總動員法第十三條第一項及び第二項に基く工場事業場使用收用令は右の趣旨に基くものであつて軍用に供する物資其他、總動員物資の生産修理を爲す工場事業場又はこれに轉用する事を得る施設につき、その使用又は收用を爲し、從業者を供用させ及び特許發明又は登録實用新案の實施をなし、以て現存施設を最も迅速且つ適切有效に利用して、軍需品等の生産力擴充を圖らんとするものである。この勅令の実施手續である施行細則は二月十二日府令第二十二號を以て公布施行されたのである。

二、工場事業の使用收用

對し送達し、又當該工場事業場につき

告書ヲ臺灣總督ニ提出スベシ

使用又ハ收用ノ目的タル工場事業場ニ付讓渡、貸借其ノ他の事由ニ因リ他人者ガ所有者又ハ管理者タ

ルニ至リタル場合ニ於テハ報告書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、當該工場事業場ノ表示

一部ニ付他ノ者ガ所有者又ハ管理者タルニ至リタル場合ニ

於テハ其ノ部分、表示

他ノ者ガ所有者又ハ管理者タ

ルニ至リタル事由及其实ノ事由ノ生ジタル時期

ノ生ジタル時期

二、一部ニ付他ノ者ガ所有者又ハ管理者タルニ至リタル場合ニ

於テハ其ノ部分、表示

他ノ者ガ所有者又ハ管理者タ

ルニ至リタル事由及其实ノ事由ノ生ジタル時期

三、當該工場事業場ノ表示

一部ニ付他ノ者ガ所有者又ハ管理者タルニ至リタル場合ニ

於テハ報告書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

一、當該工場事業場ノ表示

一部ニ付他ノ者ガ所有者又ハ管理者タルニ至リタル場合ニ

於テハ報告書ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

權利を有する者にその旨を通知し、軍機保護上特に支障ある事項を除き總督府「府報」に公告する事に定めてゐる。
(第二條・第三條)

(3) 使用・收用の效果 使用又は收用と謂ふのは何れも經營者を排除して政府自ら施設の運営に當るもので、使用の場合には於ては、政府が工場又は事業場の使用権を取得し、その使用を妨ぐる限度に於て他の権利はその行使を停止せられる。收用の場合に於ては政府が施設の所有権を取得し、他の権利は消滅するのである。(第十八條)

使用又は收用即ち徵收の効果が完成する時期は令書に記載された時期であつて、この時から政府は工場事業場の使用権又は所有権を取得し、被徵收者

は令書に記載せられた範圍に於て目的物を引渡さなければならぬ。この際假令強制執行手續、國稅徵收法に依る強制徵收手續進行中と雖も引渡を妨ぐることは出來ない。(第九條) そして直接受けた官吏(その身分を示す證票を携帶してゐる)であつて引渡完了と共にこれに記名捺印させることになつてゐる。(第十條施行規則第四條)

(4) 所有者並に管理者の行為制限及び

用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル状況
四、減失・毀損其ノ他使用又ハ收用ニ應ズルコト能ハザル状況
五、用ニ應ズルコト能ハザル状況
ニ至リタル時期
六、其ノ他参考ト爲ルベキ事項
第四條 諸該官吏令第十一條第一項ノ規定ニ依リ受領調書ヲ作成スル場合ニ於テハ當該工場事業場ノ所有者又ハ管理者ヲシテ立會ハシムベシ但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
第五條 受領調書ハ土地調書、建物調書及設備調書ニ分チ夫々所有者別毎ニヲ三通(管理者ノミニ交付べき場合ニ於テハ二通)作成シ當該官吏及其ノ作成ニ立會ヒタル所有者又ハ管理者名通ニ記名捺印スベシ
土地調書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一、受領官廳名
二、使用又ハ收用ノ目的タル土地ノ所有者ノ住所及名
三、使用又ハ收用ノ目的タル土地ノ所在、地番及甲數

(5) 合書送達後の不徴収 令書送達後	從業者の供用と謂ふのは事業主に當該工場事業場が使用されず、又は收用されないと決定した時は所有者又は管理者にその旨を通知するのであるがこの通知は所有者又は管理者に令書の送達を以て行はれるのである。
(6) 工場事業場の返還	工場事業場の使用期間満了し、又はその全部若は一部の使用を廢止する時は政府は返還を受けた場合の外これを禁止せられ、譲渡、賃貸その他の事由に因り所有者又は管理者の變更があつた場合、また滅失、毀損その他、已むを得ない事由に因り使用若は收用に應じ得なくなつた場合は遲滞なくこれを政府に報告する事を
四、特許發明又は登録實用新案の實施	從業者の供用と謂ふのは事業主に當該工場事業場が使用されず、又は收用されないと決定した時は所有者又は管理者にその旨を通知するのであるがこの通知は所有者又は管理者に令書の送達を以て行はれるのである。
五、登録實用新案の實施	從業者の供用と謂ふのは事業主に當該工場事業場が使用されず、又は收用されないと決定した時は所有者又は管理者にその旨を通知するのであるがこの通知は所有者又は管理者に令書の送達を以て行はれるのである。

四	同一ノ地番ニ屬スル土地ノ一部ガ使用又ハ收用ノ目的タル部場合ニ於テハ其ノ目的タル部ノ表示
五	前各號ニ掲タル事項ノ外當該三十條第一項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長、州知事若ハ廳長ニ於テ必要ト認ムル事項
六	土地ニ關シ臺灣總督又ハ令第前各號ニ掲タル事項ノ外當該三十條第一項ノ規定ニ依リ職權ヲ行フ官衙ノ長、州知事若ハ廳長ニ於テ必要ト認ムル事項
七	建物調書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ 一 受領官履名 二 使用又ハ收用ノ目的タル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ノ住所及名 三 使用又ハ收用ノ目的タル建物其ノ他ノ工作物ノ所在及地番及雜作ノ概要並ニ建物ニ在リテハ坪數及延坪數其ノ他ノ工作物ニ在リテハ面積又ハ規模
八	四 前各號ニ掲タル事項ノ外當該三十條第一項 五 調書ヲ作成シタル年月日 六 建物其ノ他ノ工作物ニ關シ臺灣總督又ハ令第三十條第二項 七 設備調書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ 一 受領官履名 二 使用又ハ收用ノ目的タル機械器具其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ種類及數量並ニ其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ所有者ノ住所及名 三 使用又ハ收用ノ目的タル機械器具其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ種類及數量並ニ其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ所有者ノ住所及名 四 使用又ハ收用ノ目的タル機械器具其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ備附ケノ場所調書ヲ作成シタル年月日 五 前各號ニ掲タル事項ノ外使用又ハ收用ノ目的タル機械器具其ノ他當該工場事業場ノ用ニ供スル物ノ備附ケノ場所 六 依リ職權ヲ行フ官衙ノ長、州知事若ハ廳長ニ於テ必要ト認ムル事項 七 令第十九條ノ規定ニ依ル報

に買受の通知をなさない時はその権利を失ふ旨規定してゐる。(第二十八條法第十五條)優先買受權者の買受價格即ち拂下の價格は補償價格と爲すことなく國家總動員法第二十九條に依り總動員補償委員會の議を経て、政府がこれを定め優先買受權者に通知せられるのである。

八、報告、臨檢、検査及び罰則

九、むすび

政府は使用收用しようとする工場事業場又は實施しようとする特許發明又は登録實用新案に關し必要な場合は報告を徵し、官吏を工場事業場に派し臨檢し、業務の狀況、帳簿書類その他の物件を検査する事が出来る。そして臨檢々査を爲す官吏はその身分を示す證票を攜帶してゐる(第二十九條)本令に依る施設の使用收用又は從業者の供用を拒み妨げ又は忌避した者に對してはかなり重い罰則が規定されてゐる。實施處分に付て罰則の規定してないのは特許發明、實用新案の内容につき政府に於て了知してゐるので、罰則を必要としないからである。(法第三十三條)

ノ
報告 論稿
検査及び罰則

九、むすび

に買受の通知をなさない時はその権利を失ふ旨規定してゐる。(第二十八條法第十五條)優先買受權者の買受價格即ち拂下の價格は補償價格と爲すことなく國家總動員法第二十九條に依り總動員補償委員會の議を経て、政府がこれを定め優先買受權者に通知せられるのである。

八、報告、臨檢、検査及び罰則

九、むすび

政府は使用收用しようとする工場事業場又は實施しようとする特許發明又は登録實用新案に關し必要な場合は報告を徵し、官吏を工場事業場に派し臨檢し、業務の狀況、帳簿書類その他の物件を検査する事が出来る。そして臨票を携帶してゐる(第二十九條)本令に依る施設の使用收用又は從業者の供用を拒み妨げ又は忌避した者に對してはかなり重い罰則が規定されてゐる。實施處分に付て罰則の規定してないのは特許發明、實用新案の内容につき政府に於て了知してゐるので、罰則を必要としないからである。(法第三十三條)

卷之三

り残部を從來用ひた目的に供する事の 工場事業場の全部又は一部が不用にな
出來ない場合、並にその使用が三年以上に亘るとき又は使用に因り從來用ひた目的に供することが著く困難になつた時は所有者は全部の收用を請求する事が出来る。しかし收用の時期より起算して一箇月以内に事由を具し、政府に請求する事を要する。この請求権は被收用者の利益の爲にみとめられるものであつて、被收用者がこの権利を使用する時は收用されるべき目的物全部につき完全な補償を受け一層有利な取扱を受けることが出来るのである。
(第二十六條・第二十七條施行規則第十一條)

七、優先買受権

通知を受けた日から二箇月以内又は第

した場合は、收用した時から十箇年以内に拂下ぐるときは、舊所有者又はそ
一般承繼人は第三者に優先して買入は得る特別な地位が認められる。即ち
府がこの拂下を爲す場合に工場事業場の舊所有者又は其の一般承繼人に對
する拂下げるべき旨及拂下の價格を通知する。しかし此等の者を確知する事の出来
ない時は總督府「府報」に少くとも一回公告することを定めてゐる。之に依
つて舊所有者等は財産權の主體なる政府に對し先づ自己に賣渡を爲すべき旨
を請求する権利を有するのである。

從來者ノ供用ニ因ル損失補償請求
書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 供用ノ時期及供用ノ期間アル
トキハ其ノ期間アル
二 補償請求ノ事由
三 補償請求額
四 其ノ他必要ト認ムル事項
**第十條 損失補償請求書ニハ損失補
償額算出明細書ヲ添附スベシ受領
調書ノ交付又ハ其ノ副本ノ送達ヲ
受ケタル場合ナルトキハ尙其ノ寫
ヲ添附スルコトヲ要ス**
前項ノ添附書類ノ外臺灣總督ハ必
要ト認ムル書類ノ提出ヲ求ムルコ
トアルベシ

**第十一條 令第二十六條ノ規定ニ依
ル收用ノ請求ハ殘部ヲ從來用ヒタ
ル目的ニ供スルコト能ハザル事由
ヲ具シ趣クトモ收用ノ時期ヨリ起
算シ一月以内ニ臺灣總督ニ之ヲ爲
スベシ**
前項ノ請求ハ殘部ニ係ル損失ニ付
補償ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ
爲スコトヲ得ズ

**第十二條 令第二十七條ノ規定ニ依
ル收用ノ請求ハ令第三條ノ規定ニ
依ル令書ノ送達アリタル後選クト
モ一月以内ニ臺灣總督ニ之ヲ爲ス
ベシ**

タル目的ニ供スルコト著シク困難ナルニ至ルノ事由ニ因リ前項ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ困難ナルニ至ルノ事由ヲ具スベシ
第十三條 令第十條第二項又ハ第三十條第二項規定ニ依リ當該官吏ヲシテ認可波ラ受クルニ付拂セシムベキ證票ハ別記第一號様式ニ依ル(様式ハ略ス)
令第三十九條第二項又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査ニ付拂セシムベキ證票ハ別記第二號様式ニ依ル(様式ハ略ス)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸運統制令施行規則

タル目的ニ供スルコト著シク困難ナルニ至ルノ事由ニ因リ前項ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ困難ナルニ至ルノ事由ヲ具スベシ
第十三條 令第十條第二項又ハ第三十條第二項規定ニ依リ當該官吏ヲシテ認可波ラ受クルニ付拂セシムベキ證票ニ別記第一號様式ニ依ル(様式ハ略ス)
令第三十九條第二項又ハ第三十條第二項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査ニ付拂セシムベキ證票ニ別記第二號様式ニ依ル(様式ハ略ス)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

昭和十五年三月十三日
政府令 第二十八號

陸運統制令施行規則

要なるものであつて、本令の發動され

る場合國民は充分な認識と理解とを以
て政府の統制に従ひ戰時國策に協力せ
られん事を望んでやまない。

陸運統制令の實施に就て

鐵道部 運輸課

○まへがき

本年一月三十一日勅令第三七號を以
て陸運統制令が公布せられ二月二十五
日から施行せらることとなつたが、

本令は國家總動員法に基くもので當然
吾が臺灣にも適用されるので、之が施
行規則に就て折角準備中の處愈々三月
十三日府令第二八號を以つて公布せら

れ即日實施されることとなつたのであ
る。

以下本令並に施行規則に就て其の大
要を説明することとする。

○制定の趣旨

支那事變を楔機として鐵道の貨物輸
送は頓に繁劇を加へて來た。
當局に於ては之が輸送對策として一

方於ては線路及車輛の増備に依る輸
送力の擴充を圖ると共に、他方に於て
は輸送能力を極度に昂上せしむる爲、
あらゆる方策を講じ以て生産力の擴充
國民生活の安定に善處して來たのであ
る。

然るに最近に於ける物資の移動は益
益增加の傾向にあるばかりでなく今日
の如く物資の需給關係が逼迫して來る
と鐵道輸送は愈々困難となつて來るの
である。

そこで國有鐵道は勿論、其の他の陸
上運送事業者、或は之等の輸送機關を
利用する一般荷主に對しても、現時局
下に於ては輸送は公器である。輸送に
協力することが一の公的義務であると
いふ觀念を以て對處して貰はなくては

○内 容

陸運統制令(以下單に令と稱す)第一

定數量以上ノ託送ノ豫定ヲ有
スルモノ
前項第一號及第二號ノ期間又ハ數
量ハ貨物ノ種類又ハ其ノ託送ノ區
域ニ應ジ臺海總督之ヲ定メ告示ス
第五條 令第四條第一項ノ規定ニ依
リ貨物ノ託送ニ關シ必要ナル事項
ノ申告ヲ爲サシメントスルトキハ
其ノ旨最ニ申告ヲ爲スベキ事項及
申告ヲ爲スベキ期限ヲ告示ス
第六條 前條ノ規定ニ依リ告示アリ
タルトキハ出貨者ハ申告ヲ爲スベ
キ事項ヲ當該貨物ノ託送セントス
ル通局長ヲ經由シ交通局總長ニ
對シ書面ヲ以テ申告スベシ
前項ノ規定ニ依リ申告シタル事項
ニ變更ヲ生ジタルトキハ出貨者ハ
運送ナク其ノ變更シタル事項ヲ申
告スベシ
第七條 令第四條第二項ノ規定ニ依
ル通局長之ヲ爲シ出貨者ニ書面ヲ
以テ通知スベシ
第八條 令第五條ノ規定ニ依ル設備
ノ共用、連絡運輸、直通運輸、共
同作業、運賃又ハ料金其ノ他の
地域及業種ヲ指定シテ之ヲ命ズ
第九條 令第四條第二項ノ規定ニ依

條は本令の淵源を示した條文である。る。

輸送力と輸送量とが喰ひ違つてゐる際に、限られた輸送力を如何に輸送量に配分するか、それが即ち輸送統制であるが、其輸送力の配分といふことは抽象的な表現で、これを國家總動員法に準據して具體的な表現をすれば「車輌其ノ他ノ陸上ニ於ケル輸送用物資ノ使用」に關することになるのである。

この輸送統制と運送事業者間に於ける統制協定とに就て必要な命令を本令の規定するところに依つて發することが出来るのである。

令第二條から第五條までが此の統制の中心であるが、これ等を通じて一貫して流れてゐる根本目的は、總動員物資の輸送を確保するといふことである。

令第二條は陸上運送事業者に對する運送に関する命令を規定した條文で、

この陸上運送事業者は私設鐵道及小

運送業の事業を行ふもの等を意味してゐる譯である。本令に基く命令は總じてこれを等の物資の輸送を確保する爲に必要な時にのみ發せられるのである。

令第二條は陸上運送事業者に對する運送に関する命令を規定した條文で、

この陸上運送事業者は私設鐵道及小

運送業の事業を行ふもの等を意味してゐる。

令第三條は貨物の引取命令を規定した條文である。

米の如き貨物の優先輸送を命ずるとか、又狹隘な驛の構内を極力能率化して荷捌きを早め貨車の運用効率を昂上させる爲に、貨物の受取や引渡しに關する制限を命ずるとかといふやうなことも考へられるのである。

併してこの命令は總督が告示するものが普通であると思ふ。

か又は告示を不適當と認められるも

に無制限に貨物が役割すると、急送

を要する物資の輸送に障害を來すの

のは書面を以て通知するのである。

貨物の引取を爲すべき者が、引取期

陸上運送事業者がこの書面を受けたときは遅滞なく其の旨を指定さ

れた荷送人、荷受人其の他關係者に

通知しなければならないのである。

この命令は交通局總長が國有鐵道

又は私設鐵道の驛に在る貨物に付て引取を爲すべき貨物の種類及數量、引取を爲すべき期日又は期間、指定

引取を爲すべき期日又は期間、指定

引取を爲すべき期日又は期間、指定

引取を爲すべき期日又は期間、指定

引取を爲すべき期日又は期間、指定

ル指定ニ從ヒ貨物ノ託送ヲ爲シタル驛ノ驛長ヲ經由シ交通局總長ニ對シ書面ヲ以テ報告スベシノ前月中ニ於ケル託送數量ヲ託送ノ因リ令第四條第二項ノ指定ニ從ヒ貨物ノ託送ヲ爲シ得ザルコト豫めカニナリシトキハ駕籠ナク其ノ旨ヲ託送ヲ爲スベキ驛ノ驛長シタル驛ノ驛長ヲ經由シ交通局總長ニ對シ報告スベシノ旨ヲ託送ヲ爲スベキ驛ノ驛長ノ規定ニ依ル命令ニ依リ総制協定ヲ設定シ又ハ變更シタルトキハ左ノ事項ヲ達成ナク交通局總長ヲ經由シ臺灣總督ニ相出ゲベシ第十二條令第六條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル（様式ハ略ス）第十三條令第六條第一項ニ定ムル臺澎總督ノ職權ハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外交通局總長之ヲ行フコトヲ得附則本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

విశ్వాస ప్రాణి వ్యాధి కులములు

三〇

的にも亦極めて重要な物資である。従つて之が輸送を的確に行ふことの必要であることは言を俟たないところで、若しこれ等の貨物が無計畫に隨時鐵道に出貨して來ると、其の輸送の爲に非常な手配を必要とし、甚

こういふ理由から總督の指定する
總動員物資即ち米、砂糖、鹽、砂利、
セメント、木材、石炭、揮發油、重
油、酒精、肥料其の他特に必要と認
めて告示したもの等を一定數量以上
鐵道輸送の豫定有する出貨者から

然して出貨者（小運送業者を介し託送する者を含む）の範囲を定むる託送数量の標準は貨物の種類又は託送の区域に応じて總督が之を告示することになつてゐる。

の爲に輸送能率が低下して一般貨物
が犠牲となる處がある。

配車計畫を樹て託送命令を出すことと
託送申告を出させて、これに基いて
配車計畫を樹て託送命令を出すこと
が出来る様にしたのである。

又前述の貨物の託送に關して必要な事項の申告を爲さしめ様とするときは其の旨並に申告を爲すべき事項及申告を爲すべき期限をこれ又總督が告示するのである。

此の告示に依つて出貨者は申告すべき事項を當該貨物を託送すべき驛長を經由して交通局總長に書面を以つて申告しなければならない。若し申告した事項に變更を生じたときは出貨者は遲滞なく其の變更した事項を右同様申告しなければならぬ。

いのである。

しなければならないのである。
(規則第三、四、五、六、七、九、十條)

たり又は地域及業種を指定して之を
命ずるのである。

の託送の期日又は期間、數量等を書面を以て通知するのである。この場合は其の指定に従つて貨物の託送

制協定に關する命令を規定した條文
である。

て統制協定を設定又は變更したときは、設定又は變更した協定實施の年は、設定又は變更した協定實施の年なく交通局總長を經由して總督に届け出なければならないのである。(規則第八、十一条)

右に依つて貨物を託送した出貨者は
は毎月十日迄に、當該貨物の前月中
に於ける託送數量を託送した驛の驛
長を經由して交通局總長に書面を以
て報告しなければならぬ。

を通じて必要なことである。この意味に於て各種の運送事業者に對して設備の共用なり、連絡運輸なりの事項に付ての統制協定の設定、變更、取消を命令することが出来る。これ

令第八條は警告及懲戒権、令第七條は職務委任、令第八條は外地施行に關する規定で別に説明の要はないと思ふ。(規則第十二、十三條)

又已むことを得ない事由に因つて
指定通り貨物の託送が出来ないこと
が豫め明かになつたときは、遅滞なく
前同様の順序を経て書面を以て報告

則治を命ぜることに依れば、これに依つて一層輸送の圓滑を圖ることが肝要である。

本令並に施行規則に依る命令に違反したときは當然國家總動員法の罰則が適用されることとなる。即ち令第二條乃至第四條に依る命令に違反した者は三年以下の懲役又は五千圓

令既に旅行規則

さは當然國家総動員法の範
されこととなる。即ち令
主第四條に依る命令に違反
二年以下の懲役又は五千圓



以下の罰金、令第五條に依る命令に違反した者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金、令第六條に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲した者は千圓以下の罰金又は當該官吏の検査を拒み、妨げ又は忌避した者は六ヶ月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處せられるのである。

銳後生活則

- | 銃後生活則 | |
|---------------|---|
| 生活態度 | △舉つて早起宮城遙拜
△皇軍將士に感謝の黙禱
△非常時生活簡素第一
△一人一人が純とする心 |
| 生活費 | △すべての物は生かして使へ
△一週一回克己日設定
△小さいことでも必ず實行 |
| 保 健 生 活 | △一億一心國策順應
△生活費を切下げ財務の勵行
△食の生活 |
| 社 交 生 活 | △戦地思つて節酒節煙
△砂糖を減らして健康増進
△金をかけない娛樂の工夫
△香典返しや山葉菓子廢止 |
| △宴會改善、なるなら全廢 | △手土産發止、お返し廢止 |
| △家計簿備へて豫算生活 | △手土産發止、お返し廢止 |
| △集會必ず時間の勵行 | △手土産發止、お返し廢止 |
| △買溜の濫費は國策違反 | △手土産發止、お返し廢止 |
| 印 刷 所 小 塚 本 店 | 東北市榮町二丁目
印 刷 人 加 藤
（昭和十五年三月廿九日印刷
（昭和十五年三月廿一日發行）
臺灣總督府臨時行商者
（夏冬二種類その他は賛澤
△儀禮章ですませよ吉凶共に
△衣裳はこの際新調見合せ |

三

部報

昭和十二年九月二十日第三種郵便物認可
昭和十五年三月二十一日發行 (毎月一日、十一日)

第九十二號

年百六千二紀皇祝奉
金年便郵 險保易簡



—本書の大きさは國定規格A5判—